

岩手地方最低賃金審議会第3回専門部会議事要旨

岩手労働局

令和4年8月22日 午後1時30分～午後7時15分

<p>主な審議事項 公開・非公開</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国の審議状況について 2 金額審議 3 その他 	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">出席状況</td> <td>公益</td> <td>3 / 3</td> </tr> <tr> <td>労側</td> <td>3 / 3</td> </tr> <tr> <td>使側</td> <td>3 / 3</td> </tr> </table>	出席状況	公益	3 / 3	労側	3 / 3	使側	3 / 3
出席状況	公益		3 / 3					
	労側		3 / 3					
	使側	3 / 3						
<p>審議要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国の審議状況について <p>事務局より、全国の審議状況について情報提供した。</p> 2 金額審議 <p><労働者代表委員の主張></p> <p>労働者側の主張は、前回まで46円の提示をしたが、公益側の意見をいただき、労働者側としても可能な限りのデータを集め再検討した。</p> <p>今後の審議において、物価上昇をどのように見るかについては、単月ではなく連続した月でみることや実質賃金の目減り分についても言及があったので確認を行った。</p> <p>また、企業の支払能力については、労働者側ではデータがなかったので、残念ながら評価することはできなかった。公益委員から最低賃金の貧困世帯への影響についても言及があった。地域圏の人材をどのように考えるかについては、地域間格差を解消について言及があった。これらの言及について確認を行い再検討した。</p> <p>物価上昇については、「消費者物価対前年上昇率の推移」を参考に、令和4年4月から6月の直近3カ月平均2.9%とした。</p> <p>賃金上昇率については、令和4年度賃金改定状況調査第4表「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」のパートDランクの賃金上昇率2.0%とした。</p> <p>実質賃金の目減り分としては、盛岡市消費者物価指数(令和4年6月分)から消費者物価指数の推移から令和3年平均0.2%とした。</p> <p>この 2.9% 2.0% 0.2%を積み上げると5.1%となり、 821円に5.1%を乗じ42円(821円×5.1%=41.87 端数切上げ)を再提示する。</p> <p><使用者代表委員の主張></p> <p>使用者側としては、少なくとも岩手県では、最低賃金の引上げが人口流出に影響するとは思っていない。</p> <p>次に物価上昇についてどのように考えるかについては、今あるデータは4月から6月までのデータが多く、物価の上昇感や生活の困窮については、これから数字として出てくると思われる。</p> <p>最低賃金の決定に当たり、物価上昇分を考慮するか否かについては、否定はしないがかなり慎重に判断すべきと考える。</p> <p>使用者側としては、経団連が行った全国的調査で、2022年春季労使交渉企業別種別回答状況での中小企業が1.97%であることから、821円に乘じた16円(821円×1.97%=16.17 端数切捨て)を再提示する。</p> <p><労働者代表委員の主張></p> <p>労働者側の主張としては、先ほどの42円の提示は、大幅な歩み寄りを見せたと思っているが、2017年から2019年の工業統計表(経済産業省)において製造出荷額、付加価値額をみると北3県では岩手がずば抜けて数値が良くでている。</p> <p>北3県の中では岩手がトップであり、現在のような最下位からは脱出しなければならないと考える。</p> <p>再考した結果、「盛岡市消費者物価指数6月分消費者物価指数の推移」で令和4年4月2.3、5月2.7、6月2.3、平均2.4%であるので821円×2.4%=19.7円</p> <p>賃金上昇率については、令和4年度賃金改定状況調査第4表「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」のパートDランクの賃金上昇率2.0%とした。</p> 								

$821円 \times 2.0\% = 16.42円$

実質賃金の目減り分としては、盛岡市消費者物価指数(令和4年6月分)から消費者物価指数の推移から令和3年平均0.2%とした。

令和4年度賃金改定状況調査第4表 「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」のパートDランク令和3年6月1時間当たりの賃金額974円 $\times 0.2\% = 1.94円$

$19.7円 + 16.42円 + 1.94円 = 39(38.06端数切上げ)円$ を再提示した。

<使用者代表委員の主張>

企業物価指数は、今年の7月8.6%、6月は9.4%と企業は厳しい物価高でも経営を続けている。消費者物価指数の増加分だけを生計費に組み込むのはいかなるものかと思われる。

内閣が進める所得の再分配があるが、経済がきちんと回ってれば、原資ができるかもしれないが、高い賃金を支払える企業だけなら良いが、支払えない企業に対しても最低賃金は適用となる。骨太方針2022でも政府が中小企業への支援策や取引の適正化を盛り込んだパッケージなど、政府で行う支援策を確実に実行することと支援策の強化を前提に再検討した。

先ほどの経団連が行った全国的調査で、2022年春季労使交渉企業別種別回答状況での中小企業が1.97%である。

物価上昇分を見込むとして、消費者物価指数や企業物価指数があるが総合的に判断して、プラス1.0%とした。

$821円 \times (1.97\% + 1.0\%) = 24円(24.38端数切捨て)$ を再提示する。

労働者側39円、使用者側24円の提示以後、話し合いを進めたが、労使の主張の隔たりが解消されるに至らず、審議の継続を行うか、公益委員案を提示するか尋ねたところ、双方から公益委員案提示の申出があったので、公益委員案を提示し、採決を行った。

【公益委員案】

公益委員案については、労使及び公益も含め、中小企業・小規模事業者への支援策等について答申に付帯決議事項を付すこと及び厚生労働本省へ要望することを確認した。

公益委員案、提示案1「現行の岩手県最低賃金時間額現行821円を33円引き上げ854円(引上げ率4.02%)とする。」提示案2「岩手県最低賃金の発効日を法定発行とする。」

労使から提案のあった賃金の引上げ状況、特に春闘連合調べ経団連調べ、及び令和4年度賃金改定状況調査第4表を参考に賃上げ状況について確認したところ、2%プラス、第4表からは1.9%から2%の賃上げ状況があった。急激な物価上昇の渦中にあり、本年度に入ってから3カ月をみても3%前後の上昇率となっている。その原因としては、海外からの輸入物価、エネルギー、素材等を含め輸入物価が替安等々によるものが大きい。価格の高騰が続いている製品群が物価上昇の基調を作っている。

ただし、物価については、企業物価も大幅に上昇しており、単に消費者に物価上昇分を補填するというだけでなく、企業への影響も勘案して単純な合計積算とすることはできないと判断した。

また、岩手県最低賃金の決定時期が本日に至っているということで、隣県や全国の状況が分かったことから、どうしても念頭に入れざるを得なかった。

岩手県の経済実態としては、決して北東北の中で最下位ではなく、Dランクの中でも低くないと判断している。

なお、金額に直接加味した訳ではないが、発効日が当初目標は10月1日であったが、中賃の目安伝達が慎重な審議の結果遅くなったといった事情で、岩手としても慎重な審議を進めるため日程を組み直したところ、結果として他局に遅れて決定することとなった。この遅れで労働者に不利益が生じたことは否定できない。

目安額「30円」に対して1円1円の根拠を明確に示すことは困難であり、東北6県、北東北3県、コロナ禍の状況を総合的にみて、難しい判断だったが公益委員案として「33円」の引上げ額を提示することに至った。

採決を行う前に、使用者側委員より、次のような確認がなされた。

今回の公益委員案は、引上げ率4.02%と今までにない数字となっているが、4%台でも加味したということが。

公益委員案としては、853円が854円の2とおりに考えたが、発効日が遅れたことと、県内にも格差はあるが岩手県全体として鉱工業指数が青森、秋田より高いので854円を選択した。

最低賃金決定要覧の193ページの諸指標による都道府県の総合指数をみても岩手は秋田・青森より高くなっている。

【採決結果】

以上の公益委員案の下、採決をとったところ、提示案1「現行の岩手県最低賃金時間額現行821円を33円引き上げ854円(引上げ率4.02%)とする。」については、賛成5(公+労)、反対3(使)となり、提示案2「岩手県最低賃金の発効日を法定発行とする。」については、賛成5(公+労)、反対3(使)と、提案1・2とも賛成多数で議決した。提示案1・2については、本審査会長へ報告することとした。

また、付帯決議事項として

- 1 賃上げのための環境整備として、業務改善助成金の拡充、及び賃上げ分を補填するような新たな助成金の早急な創設を求める。
- 2 企業間取引の適正化、価格転嫁に関する問題解消を目指し「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「取引適正化に向けた5つの取組」等の施策を確実に実行するよう求める。
- 3 賃金引上げに起因する就業調整の原因となる税控除制度の見直しや社会保険料の減免措置等の検討を求める。

この3項目についても本審会長に報告することとした。

審議結果について、労働者側委員からは、公益委員の皆さんにはご苦勞をお掛けした。専門部会全体としての結論であり決議されたということは、岩手の将来に光が差し、今後の岩手を良くするため今後とも尽力していくこととする。

また、使用者側委員からは、使用者側からも公益委員案を出してほしいとお願いしていることから、結果について納得したわけではないが、多数決の結果なので受け止めなければならないと思うとの意見が出された。

(3) その他

特になし。

次回開催日

会議名 令和4年度第4回岩手地方最低賃金審議会

日時 8月23日 午前10時00分

場所 盛岡第2合同庁舎3階共用会議室